

平成 2 1 年 5 月臨時県議会提出予定案件について

5 月臨時県議会は、5 月 2 8 日に招集することとし、
本日、招集告示を行ったところである。

提出案件は、条 例 案 6 件 の予定である。

条例案について

県人事委員会の期末手当等に関する勧告等にかんがみ、
県の一般職の職員、知事、副知事等及び県議会議員の
平成 2 1 年 6 月期の期末手当等の支給月数の一部を
凍結することとし、
「山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例中 改正の件」
などを提出することとした。

《凍結の内容》

一般職の期末・勤勉手当

0 . 2 月凍結 (6 月期 2 . 1 5 月 1 . 9 5 月)

職 員	期 末 手 当	勤 勉 手 当	支 給 月 数
一 般 職 員	1 . 2 5 月 (1 . 4 0 月)	0 . 7 0 月 (0 . 7 5 月)	1 . 9 5 月 (2 . 1 5 月)
特 定 幹 部 職 員 (管 理 職 手 当 三 種 以 上)	1 . 1 0 月 (1 . 2 0 月)	0 . 8 5 月 (0 . 9 5 月)	1 . 9 5 月 (2 . 1 5 月)

() は凍結前の支給月数

年間支給月数 4 . 5 0 月分 4 . 3 0 月分

特別職等の期末手当

0 . 2 月凍結 (6 月期 2 . 1 2 5 月 1 . 9 2 5 月)

年間支給月数 4 . 4 5 月分 4 . 2 5 月分

県議会議員の期末手当

0 . 1 5 月凍結 (6 月期 1 . 6 月 1 . 4 5 月)

年間支給月数 3 . 3 5 月分 3 . 2 0 月分